

彦根市女性人材バンク設置要綱

1 目的

男女共同参画社会の実現に向けて、各分野で活躍している女性の情報を幅広く収集、登録し、これを提供することにより、各種審議会・委員会等への女性の登用等の促進を図ることを目的とする。

2 設置主体

設置主体は、彦根市とする。

3 登録対象者

(1) 満 18 歳以上の女性で、市内に住所を有する者または勤務する者で下記のいずれかに該当する者

ア 彦根市男女共同参画センター主催のセミナーに参加した者

イ 彦根市男女共同参画推進事業者・団体表彰を受賞した事業者または団体の管理職にある者

ウ 彦根市男女共同参画審議会委員として、2 年以上の実績がある者

エ 彦根市男女共同参画地域推進員として、2 年以上の実績がある者

(2) 満 18 歳以上の女性で、市内に住所を有する者または勤務する者で市が設置している各種審議会・委員会等において委員としての実績がある者

(3) 上記の他、満 18 歳以上の女性で、市長が特別に認める者

4 登録者名簿への登載

(1) 庁内および関係機関からの紹介を得るなど登録対象者を把握する。

(2) 登録対象者に対し、彦根市女性人材バンク登録票（別記様式第 1 号）の記入を依頼し、登録の承諾を得る。

(3) 登録者に対し、情報の加除を依頼する。

(4) 登録者の要件が満たさないこととなった場合は、登録を抹消する。

5 資料等の提供

登録者に対して、男女共同参画に関する各種資料等の提供を行うものとする。

6 人材バンクの管理者

女性人材バンクの管理者（以下「管理者」という。）は、彦根市企画振興部企画課女性活躍推進室長とする。

7 人材バンクの活用

(1) 人材バンクの情報を希望するもの（以下「希望者」という。）は、管理者に対し、女性人材バンク利用申出書（別記様式第 2 号）により申し出るものとする。

(2) 管理者は、希望者から人材バンク利用の申し出があったときは、次のいずれかに該当する場合に限り、情報提供を行うものとする。

ア 各種審議会等の委員候補として、適切な人材を必要とするとき。

イ 市および県等が実施する諸活動に女性の指導者を必要とするとき、その他市が必要と認めるとき。

(3) 管理者は、前項による場合のほかは、人材情報は非公開とし、厳重に保護するものとする。

(4) 人材情報を受けた者は、その情報の取り扱いに十分注意し、利用目的を達したときは直ちに当該情報を焼却もしくは細断等の方法により各自の責任において処分するものとする。

8 この要綱に定めるもののほか、人材バンク設置事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。